

## 政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令の概要

自治行政局選挙部政治資金課  
自治行政局選挙部収支公開室  
自治行政局選挙部政党助成室

### 1 改正理由

「平成」から「令和」への改元に伴い、政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）、政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 45 号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成 6 年自治省令第 46 号）の別記様式について必要な改正を行うものである。

### 2 改正内容

政治資金規正法施行規則（別記第 14 号様式（記載要領）21(4)及び(5)を除く。）、政党助成法施行規則及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の別記様式中、「平成」を「令和」に改める。

### 3 施行期日

この省令は、公布の日から施行する（5月31日に公布）。

### <補足>

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続は実施しなかった。